

社会福祉法人心華会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 心華会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。但し2つ以上の会議を同日開催する場合は、これを1回とみなし日当を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 報酬については、別表1に定める額とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月17日より施行する

別表1

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 5000円(源泉所得税徴収後)
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5000円(源泉所得税徴収後)

理事

	報酬の額
理事会への出席	日額 5000円(源泉所得税徴収後)
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5000円(源泉所得税徴収後)

監事

	報酬の額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	日額 5000円(源泉所得税徴収後)
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5000円(源泉所得税徴収後)

評議員選任・解任委員

	報酬の額
評議員選任解任委員会への出席	日額 5000円(源泉所得税徴収後)
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5000円(源泉所得税徴収後)

※税額乙欄を適用